令和９年度スポーツ振興事業助成の制度見直しについて

＜概要＞

スポーツ基本法は制定から14年を経過した令和７年６月に初めての大規模な改正が行われ、同年９月に施行されました。

このスポーツ基本法改正の内容や第４期スポーツ基本計画に向けて国が検討している地域スポーツ政策推進の方向性等も踏まえて、スポーツ振興事業助成制度も令和９年度からの適用を目指して改正スポーツ基本法、及び国の検討内容に合わせた制度見直しを検討してまいります。

令和９年度スポーツ振興事業助成の制度見直しについて

■ 主な検討ポイント

１　施設整備等に関する助成事業

〇スポーツ基本法に

・「まちづくりとの一体的なスポーツ施設の整備等（スポーツコンプレックス）」

・「多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保（スポーツホスピタテリィ）」

などが位置づけられたことに伴う見直し等を検討

２　スポーツ活動に関する助成事業

〇スポーツ基本法において

・スポーツの果たす役割における、いわゆる「する」「見る」「支える」「集まる」「つながる」が明示されたこと

・「情報通信技術を活用したスポーツ機会の充実」が規定されたこと

〇第４期スポーツ基本計画に向けて国が検討している地域スポーツ政策推進の方向性等を踏まえた見直し等を検討

３　事業評価と事務手続きの効率化

助成制度の見直しと併せて、事業効果を高めるための「事業評価方法」の検討や、デジタルツール等を活用した事務手続きの効率化についても、大幅な見直し等を検討

令和９年度スポーツ振興事業助成の制度見直しについて

■ 検討体制

助成制度の見直しに当たっては、国の政策や方針が反映されるよう、具体的な運用等について、スポーツ振興事業助成審査委員会（以下「審査委員会」という。）に「助成制度検討ワーキンググループ」（以下「WG」という。）を設置して、検討を行います。

WGでの検討結果は「助成制度見直しの骨子案」として審査委員会へ報告し、審査委員会での審議を経て「助成制度見直し案（募集案）」として決定します。

■ スケジュール（予定）

令和７年11月以降　WG開催

令和８年４月頃　審査委員会で助成制度見直しの骨子案を審議・決定

10月頃　審査委員会で助成制度見直し案（募集案）を審議・決定

11月頃　令和９年度助成募集開始